

定常的な積み残しが発生している路線における続行便の運行について

協議事項の概要

対象路線	半田市地区交通 B 瑞穂線（今後の状況に応じ、他の全路線も含む）
今回報告内容	定常的な積み残しが発生している路線での続行便の運行
導入理由	サービス水準を適切に維持するため
適用時期	準備が整い次第
協議に係る経緯	令和 7 年 6 月 19 日 地域公共交通会議において協議

1 続行便の概要

平成 20 年 10 月 28 日国交省発出の「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」において、「多客期・多客時間帯において、通常の需要を著しく超える需要が生じた時期、時間帯が存在する運行区間において、当該区間に限り、事業者が保有する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を使用して旅客の運送を行うこと」として表記されている。これについては、「高速バス」を「路線バス」と読み換えて運用することが認められている。

2 地区交通 B 瑞穂線における続行便の運行について

特定の市営バス路線において、定常的な積み残しが発生している状態（イベント等の特定要因や季節性の要因ではない、継続的に一定数の積み残しが発生している状態）であると認められる場合に、運行責任者の判断により、積み残された乗客をピックアップしていく乗合車両を追加で配車し、当該バス路線の経路を走行しながら、希望する停留所まで運行する。

- ▶ 導入予定路線：地区交通 B 瑞穂線（5 人乗りタクシー車両の配車を予定。）
- ▶ 導入事由：令和 6 年 7 月ごろから積み残しが不定期に発生。令和 7 年 3 月以降は、3 月に 16 人、4 月に 8 人、5 月に 16 人と積み残しが発生している。積み残しの発生する便や曜日、停留所に一貫性が無い、且つ継続的に発生していることから、定常的な積み残しが発生していると考えられる。

3 地区交通 B 瑞穂線における運行に係る手続き

続行便として運行する予定のある車両について、乗用車両と乗合車両の併用となることの手続きを取ることで運行が可能。

運行時は、マグネット等を使用し、どの路線の続行便として運行している車両かを明示する必要がある。

続行便の瑞穂線での実施イメージ

①



②



③



④

